

(証券コード 1897)

2026年3月6日

株 主 各 位

京都府宮津市字須津471番地の1
金 下 建 設 株 式 会 社
取締役社長 金 下 昌 司

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kaneshita.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「金下建設」または「コード」に当社証券コード「1897」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年3月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日(木曜日)午後1時
2. 場 所 京都府宮津市字須津471番地の1 当社 新棟 大会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第75期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

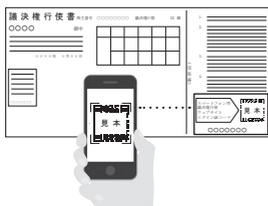
-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記(1頁)のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

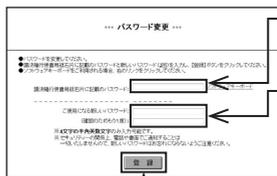
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

事業報告

(2025年1月1日から)
(2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、不安定な国際情勢や物価の上昇が継続的に懸念される等、景気の先行きは、依然として不透明な状況となりました。

建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移し、民間設備投資の一部に持ち直しの動きも見られましたが、建設資材価格の高止まりや、労働者の高齢化、人材不足の問題が深刻化しており、引き続き厳しい状況となりました。

このような状況の中、当連結会計年度の当社グループの売上高は、受注工事高が減少したこと等により88億3千7百万円（前期比9.3%減）となり、利益面につきましては、売上高が減少したこと等により売上総利益が減少し、営業利益は9千9百万円（前期比63.6%減）、経常利益は3億3千2百万円（前期比30.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億3千6百万円（前期比26.5%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(建設事業)

受注工事高は93億8千3百万円（前期比27.7%減）となりました。売上高は、受注工事高が減少したこと等により83億9千1百万円（前期比10.2%減）となり、売上総利益は、売上高が減少したこと等により、10億2千3百万円（前期比13.1%減）となりました。

主な受注工事

発注者	工事名称
(株)東豊精工	株式会社東豊精工 新社屋新築工事
防衛省	舞鶴（7）庁舎新設建築その他工事
(株)山岡製作所	山岡製作所本社棟新築工事
(株)鴻池組	宮津エネルギー研究所発電設備他除却工事（土木設備の内取水口他除却工事）
国土交通省	西脇北バイパス津万ランプ他舗装工事

主な完成工事

発注者	工事名称
(学)京都産業大学	京都産業大学 令和6年度 守衛所-天地館の急傾斜地対策工事（土木工事）
(学)常翔学園	大阪工業大学 枚方キャンパス DXフィールド新築工事
国土交通省	東播磨南北道路舗装他工事
国土交通省	小松拡幅滝川地区他舗装工事
国土交通省	桂川西京極地区他河道掘削工事

（製造・販売事業等）

主にアスファルト合材の販売、飲食事業による回転寿司店の運営で、売上高は4億4千6百万円（前期比12.3%増）となりましたが、資材価格の高騰等により売上総利益は2千5百万円（前期比41.6%減）となりました。

事業別の受注工事高、売上高の状況は次のとおりであります。

受注工事高・売上高

（単位：百万円）

区分	受注工事高			売上高			
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減(△)率	前連結会計年度	当連結会計年度	増減(△)率	
建設事業	土木工事	5,611	4,400	△21.6%	5,232	4,544	△13.2%
	建築工事	7,359	4,983	△32.3	4,114	3,847	△6.5
	計	12,970	9,383	△27.7	9,346	8,391	△10.2
製造・販売事業等	—	—	—	397	446	12.3	
合計	12,970	9,383	△27.7	9,743	8,837	△9.3	

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は4千9百万円であります。そのうち主なものは、工事中機械の取得等であります。

なお、所要資金は全額を自己資金でまかなっております。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第72期 (2022年度)	第73期 (2023年度)	第74期 (2024年度)	第75期 (2025年度)
受注工事高	10,747	8,528	12,970	9,383
売上高	9,898	10,659	9,743	8,837
親会社株主に帰属する 当期純利益	190	270	321	236
1株当たり当期純利益	88円35銭	125円14銭	148円84銭	111円87銭
総 資 産	19,991	22,201	21,844	23,650
純 資 産	17,254	18,151	18,819	19,819
1株当たり純資産額	7,849円16銭	8,260円21銭	8,565円22銭	9,241円19銭

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
司建設株式会社	40百万円	29.0%	建設事業
株式会社和田組	90百万円	0.0%	建設事業

(注) 司建設株式会社、株式会社和田組につきましては出資比率は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としたものであります。

(4) 対処すべき課題

建設業界を取り巻く環境は、建設資材価格の高止まりや、労働者の高齢化、人材不足等による建設コストの上昇、また、厳しい受注競争が継続する中、生産性のさらなる向上や高品質化が求められるとともに、多様な人材が活躍できる労働環境の充実が一層重要になると思われます。

このような状況の中、当社グループでは、社会・顧客からの信用を第一とし、経営環境の変化や不測の事態にも迅速かつ適切な対応ができ、顧客に安心を提供することができる健全な経営基盤を維持し、親切・丁寧なモノづくりを通じて、豊かな社会環境と安心で安全な生活空間の創造に貢献し続けるとともに、企業価値最大化を目指しコーポレートガバナンスの充実に全社一丸となって取り組んでまいります。

建設事業につきましては、多種多様な工事の受注拡大を図るため、これまで培ってきたノウハウと経営資源を最大限に活用し、既存顧客との関係をさらに高めながら、新規顧客の開拓や有望市場への営業活動を積極的に展開するとともに、設計施工案件の獲得にも注力してまいります。

また、生産性の向上に向けた全社的なDX化を引き続き推進し、現場管理体制の強化による業務の効率化を図ることで収益性の向上に努めるとともに、健康的で安心して働ける労働環境の充実に加え、多様な人材の確保・育成を目的とした大学での企業特別講座の開催、長期インターンシップ・職場見学の受け入れや次世代への技術力の継承、福利厚生 of 充実にも取り組むことで、人的資本の拡充に努めてまいります。

さらに、持続的な成長を目指し、再生可能エネルギーへの取り組みを引き続き推進するとともに、飲食事業にも取り組むことで、地域社会の活性化に寄与してまいります。

今後も、安全管理と環境への配慮を徹底し、地域社会をはじめとする全てのステークホルダーから信頼され、必要とされ続ける企業を目指し、変革を恐れず、新たな価値創造に挑戦するとともに、コンプライアンスと企業の社会的責任を果たすための活動を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業区分	事業内容
建設事業	土木、建築工事の施工に関する事業
製造・販売事業等	アスファルト製品等の製造販売、産業廃棄物の中間処理（リサイクル）及びその他建設資材の販売、並びに飲食事業（回転寿司店の運営）等

(6) 主要な営業所 (2025年12月31日現在)

金下建設株式会社	本社	京都府宮津市
	支店	京都（京都市）、大阪（大阪市）、兵庫（豊岡市）
司建設株式会社	本社	京都市
株式会社和田組	本社	京都府宮津市

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

使用人数（前連結会計年度末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
171名（8名減）	48.7歳	20.7年

(注) 使用人数は就業員数であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- | | |
|-------------|------------|
| ①発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 3,806,660株 |
| ③株主数 | 1,297名 |
| ④大株主(上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
上原成商事株式会社	198	9.44
金下昌司	148	7.04
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・ ライト工業株式会社退職給付信託口)	116	5.52
金下建設従業員持株会	100	4.76
株式会社みずほ銀行	99	4.75
株式会社京都銀行	99	4.75
金下欣司	93	4.42
京都北都信用金庫	57	2.74
サンキ工業株式会社	52	2.49
INTERACTIVE BROKERS LLC	52	2.47

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,701,612株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金 下 昌 司	
取 締 役	芦 原 寿 彦	常務執行役員管理部門統括
取 締 役	井 上 芳 一	常務執行役員営業部門統括 京都支店長
取 締 役	金 下 和 司	上席執行役員経営企画部長
取 締 役	浮 穴 勝	執行役員土木部門統括土木部長
取 締 役	近 藤 克 信	執行役員建築部門統括建築部長
取 締 役	田 中 彰 寿	弁護士法人田中彰寿法律事務所 代表社員
取 締 役	岡 野 勲	岡野税理士事務所所長
取 締 役	今 井 賀 南 子	株式会社三洋商事代表取締役専務
常 勤 監 査 役	三 田 昭 彦	
監 査 役	上 原 正 夫	上原正夫税理士事務所所長
監 査 役	西 田 文 明	松宮税務会計事務所所属税理士

- (注) 1. 取締役の田中彰寿氏、岡野 勲氏及び今井賀南子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の上原正夫氏及び西田文明氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役三田昭彦氏、監査役上原正夫氏及び西田文明氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役三田昭彦氏は、長年当社の経理業務に従事しておりました。
 - ・監査役上原正夫氏及び西田文明氏は、税理士の資格を有しております。
5. 2025年3月26日開催の第74回定時株主総会において、新たに浮穴 勝氏及び近藤克信氏が取締役に選任され就任いたしました。
6. 2025年3月26日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって、取締役中西康博氏は、任期満了により退任いたしました。

②役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の業務行為に起因する被保険者への損害賠償請求により被保険者が被る損害を填補することとしております。

③取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しております。また、取締役会は、当事業年度に係る報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、その決定方針と整合していることから、その決定方針に沿うものであると判断いたしております。

<決定方針>

当社は、取締役報酬のうち基本報酬について、社外取締役、社外監査役を主なメンバーとする独立委員会にて意見を聴取したうえで、株主総会の決議で決定された報酬限度額の範囲内で、役位と経営環境等を総合的に勘案して、代表取締役社長が取締役会に原案を提示し、取締役会の決議で決定する。

また、当社は役員退職慰労金制度を採用しており、退職慰労金の支給額等については、「役員退職慰労金内規」に役位、在籍年数等に応じた退職慰労金支給基準を定め、その基準に基づいて算定し、退任時に株主総会の決議を経て、その具体的な金額、方法については取締役会の決議で決定する。

各報酬の割合は、全取締役について次のとおりとする。

基本報酬・退職慰労金：100%

(業績連動報酬等、非金銭報酬等は無し)

報酬の交付時期は次のとおりとする。

基本報酬については、毎月一定の時期に支払い、退職慰労金については、退任時に支払う。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	161,140千円 (7,465千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,750千円 (2,350千円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (5名)	174,890千円 (9,815千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額は、当事業年度における基本報酬の額及び役員退職慰労引当金の繰入額であり、業績連動報酬等、非金銭報酬等はありません。なお、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額は30,770千円（取締役9名に対し29,710千円（うち社外取締役3名に対し310千円）、監査役3名に対し1,060千円（うち社外監査役2名に対し100千円））であります。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年3月29日開催の第56回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点における取締役の員数は7名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2007年3月29日開催の第56回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点における監査役の員数は3名であります。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2025年3月26日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に対して支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役1名に対し4,050千円

（金額には、過年度の事業報告において役員報酬等の額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額、取締役分4,050千円が含まれております。）

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役田中彰寿氏は、弁護士法人田中彰寿法律事務所の代表社員であります。当社は弁護士法人田中彰寿法律事務所と顧問弁護士契約を締結しております。
- ・取締役岡野 勲氏は、岡野税理士事務所の所長であります。なお、当社と岡野税理士事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役今井賀南子氏は、株式会社三洋商事の代表取締役専務であります。なお、当社と株式会社三洋商事との間に特別な関係はありません。
- ・監査役上原正夫氏は、上原正夫税理士事務所の所長であります。なお、当社と上原正夫税理士事務所との間に特別な関係はありません。
- ・監査役西田文明氏は、松宮税務会計事務所所属の税理士であります。なお、当社と松宮税務会計事務所との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
取締役 田中彰寿	<p>当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行う等、社外の客観的視点からの経営監督の役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関である独立委員会の委員であり、当事業年度開催の独立委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で重要事項の検討、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役 岡野 勲	<p>当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行う等、社外の客観的視点からの経営監督の役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関である独立委員会の委員であり、当事業年度開催の独立委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で重要事項の検討、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

	主な活動状況
取締役 今井賀南子	<p>当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、必要に応じ、主に企業経営者としての経験等に基づき発言を行う等、社外の客観的視点からの経営監督の役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関である独立委員会の委員であり、当事業年度開催の独立委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で重要事項の検討、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査役 上原正夫	<p>当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、また、監査役会6回の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行う等、社外の客観的視点からの経営監視の役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関である独立委員会の委員であり、当事業年度開催の独立委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で重要事項の検討、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監視機能を担っております。</p>

	主な活動状況
監査役 西田文明	<p>当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、また、監査役会6回の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行う等、社外の客観的視点からの経営監視の役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関である独立委員会の委員であり、当事業年度開催の独立委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で重要事項の検討、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監視機能を担っております。</p>

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

監査法人グラヴィタス

②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

20百万円

ロ. 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

20百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループは、企業が存立していくためにはコンプライアンスの徹底は必然のことと認識し、全ての取締役・使用人は、社会の構成員として求められる高い倫理観に基づき誠実に行動し、社会や地域から信頼される企業市民として経営体制の確立に努めております。

- ・当社は、社訓（健康・親切・恩義）をモットーに、品質・環境、安全衛生及び個人情報保護方針を制定し、社長がその精神を、当社及びグループ会社の全ての取締役・使用人に対して、継続的に伝達することにより、法令及び企業倫理の遵守を徹底します。
- ・定期的実施する内部監査を通じて、業務における遵法状況を監査し、社長へ報告します。
- ・コンプライアンス規程を制定し、当社及びグループ会社の全ての役職員が法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としています。
- ・反社会的勢力・団体による不当な要求に対しては毅然とした対応をとることを基本理念としており、基本理念の明文化、外部専門機関との連携及び研修の実施により、反社会的勢力・団体との関係を遮断する体制を整備しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書等の情報を、法令、社内諸規程に基づき、適切に保存及び管理します。
- ・当社は情報セキュリティシステムを導入し、社会の要求事項に準拠した情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を常時、取得できる体制を構築しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社及び当社グループは、コンプライアンス、安全、環境、品質、財務及び情報セキュリティ等に係るリスクについて、社内諸規程の制定及び、それぞれの担当部門による教育を実施するとともに、事前に適切な対応策を準備する予防処置により、リスクを最小限にすべく組織的な対応を行います。
 - ・定期的に内部監査を実施し、監査結果等から、リスクの洗出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組みます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を設定し、効率的にその目標を達成するため、各部門の具体的目標を定めています。
 - ・定例の取締役会を原則月1回開催し、取締役会による業績（目標達成度）のレビューを行い、継続的改善に取り組みます。
 - ・ITを活用して全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・グループ会社の所轄業務について、その自主性を尊重しつつ、人材面、資金面、情報面（IT）における統制環境を整備して統括管理しており、当社及びグループ会社全体として、基本方針の理念に準拠した業務の適正を確保するための体制及び職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備します。
 - ・当社の社訓及びコンプライアンス等の規程を、グループ会社にも適用し、グループ全体でコンプライアンスを徹底します。
 - ・定例のグループ会社代表者参加型の会議を原則月1回開催するとともに、イントラネットの整備により、当社及びグループ会社間での、相互連絡・報告、情報の共有化を図っています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査役が求めた場合は、取締役会が速やかに協議し、必要と判断した場合に、使用人を配置します。
 - ・ 監査役の職務を補助すべき使用人を配置したならば、その補助使用人の人事異動等の人事権に関する事項につき監査役に事前の同意を得るものとし、また、監査役からの補助人に対する指示については、取締役の指揮命令を受けないこととし、取締役からの独立性を確保するとともに、指示の実効性についても確保します。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて当社及びグループ会社の業務執行状況を報告するとともに、監査役に対する法定事項の他、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況、内部通報窓口への通報状況を報告する体制とします。
 - ・ 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対して、報告したことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保します。
 - ・ 当社は、監査役が、それぞれの関連部門と緊密な連携を保ち、監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備を図ります。
 - ・ 監査役の職務の執行に必要な費用については、当社及び当社グループが負担します。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連法令に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備するとともに、そのシステムが適切に機能することを継続的に評価し、不備等があれば必要な是正処置を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

・コンプライアンス及びリスク管理

法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としてコンプライアンス規程を制定しており、また、内部監査を実施し、業務における遵法状況・リスクの洗出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組み、それらの結果を代表取締役社長、担当取締役及び監査役会に報告し、連携を図っております。

・取締役の職務執行

定例の取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて開催し、重要事項に関する審議及び決定を行っております。

業務執行状況の監督機能を強化するため、社外取締役3名を選任しております。

・監査役の監査

各監査役は監査の方針に従い、取締役及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧及び取締役会その他重要な会議に出席し取締役の職務執行の監査を行っております。さらに、監査役会を通じて各監査役間の情報共有を図るとともに、会計監査人及び内部監査組織と情報交換を行い、監査機能の強化・相互の連携を図っております。

・財務報告に係る内部統制

内部統制内部監査計画に基づき内部監査を実施し、内部統制の評価を実施しております。

(注) 本事業報告は、次により記載しております。

1. 記載金額は、表示単位未満を四捨五入しております。
2. 株式数は、表示単位未満を切捨てております。
3. 比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	13,074	流動負債	1,766
現金預金	8,925	工事未払金	1,215
受取手形・完成工事未収入金等	3,094	リース債務	2
有価証券	600	未払法人税等	40
未成工事支出金等	348	未成工事受入金	253
その他	109	完成工事補償引当金	7
貸倒引当金	△2	その他	248
固定資産	10,576	固定負債	2,065
有形固定資産	1,774	リース債務	3
建物・構築物	469	繰延税金負債	1,527
機械装置・運搬具	74	役員退職慰労引当金	519
土地	1,209	その他	16
その他	22	負債合計	3,831
無形固定資産	6	純資産の部	
ソフトウェア	1	株主資本	15,757
その他	5	資本金	1,000
投資その他の資産	8,796	資本剰余金	2,147
投資有価証券	8,378	利益剰余金	17,654
長期貸付金	112	自己株式	△5,044
その他	528	その他の包括利益累計額	3,696
貸倒引当金	△222	その他有価証券評価差額金	3,696
		非支配株主持分	366
資産合計	23,650	純資産合計	19,819
		負債・純資産合計	23,650

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		8,837
売 上 原 価		7,789
売 上 総 利 益		1,048
販売費及び一般管理費		948
営 業 利 益		99
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	206	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	8	
不 動 産 賃 貸 料	37	
雑 収 入	5	256
営 業 外 費 用		
不 動 産 賃 貸 原 価	19	
雑 支 出	5	24
経 常 利 益		332
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	11	11
特 別 損 失		
そ の 他	0	0
税金等調整前当期純利益		343
法人税、住民税及び事業税	90	
法人税等調整額	9	99
当 期 純 利 益		244
非支配株主に帰属する当期純利益		8
親会社株主に帰属する当期純利益		236

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,000	2,147	17,526	△4,900	15,773
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△108		△108
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			236		236
自 己 株 式 の 取 得				△145	△145
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	128	△145	△16
当 期 末 残 高	1,000	2,147	17,654	△5,044	15,757

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,688	2,688	357	18,819
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△108
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				236
自 己 株 式 の 取 得				△145
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	1,008	1,008	8	1,016
当 期 変 動 額 合 計	1,008	1,008	8	1,000
当 期 末 残 高	3,696	3,696	366	19,819

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	司建設㈱、㈱和田組

②非連結子会社の状況

非連結子会社の名称	橋立生コンクリート工業㈱、㈱ソーゴーゲン、PFI舞鶴常団地㈱
-----------	--------------------------------

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社3社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数	2社
持分法適用の関連会社の名称	宮津太陽光発電(同) 丹後太陽光発電(同)

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の名称	橋立生コンクリート工業㈱、㈱ソーゴーゲン、PFI舞鶴常団地㈱
----------------------	--------------------------------

持分法を適用していない関連会社の名称

㈱金下工務店、サンキ工業㈱

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(ロ) 棚卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。

(ハ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（建設事業）

当社グループの主要な事業である建設事業においては、顧客との工事請負契約に基づき、目的物の完成及び顧客に引渡す義務を負っております。

当該履行義務については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しており、少額な工事については、工事完了時に収益を認識しております。

（製造・販売事業等）

当社は、アスファルト製品等の製造販売、産業廃棄物の中間処理（リサイクル）及びその他建設資材の販売、並びに飲食事業（回転寿司店の運営）等を行っております。建設資材販売については、顧客に商品を出荷した時点、飲食事業については、顧客にサービスを提供した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

これによる連結計算書類への影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり認識される完成工事高

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 6,188百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

原価比例法により、一定の期間にわたり認識される完成工事高は、合理的に見積もられた工事収益総額、工事原価総額及び決算日における履行義務の充足に係る進捗度に基づいて計上しておりますが、見積りには一定の不確実性が伴うことから、見積りの見直しが必要となった場合には完成工事高が変動し、翌連結会計年度以降の業績に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券 6百万円

上記の資産は、非連結子会社の長期借入金の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

3,049百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	3,806,660	—	—	3,806,660

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	1,651,239	50,373	—	1,701,612

(注) 増減の主な内訳は、次のとおりであります。

- ・取締役会決議による自己株式の取得による増加 50,200株
- ・単元未満株式の買取りによる増加 173株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

2025年3月26日開催の第74回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 108百万円
- ・1株当たり配当額 50円
- ・基準日 2024年12月31日
- ・効力発生日 2025年3月27日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2026年3月26日開催予定の第75回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 105百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 50円
- ・基準日 2025年12月31日
- ・効力発生日 2026年3月27日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資に必要な資金及び運転資金をすべて自己資金でまかなっております。余資は、主に流動性の高い預金等で運用し、長期運用は主に安全性の高い債券等で運用する方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式のほか、満期保有目的の債券を所有しており、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	2,893	2,827	△66
② その他有価証券	6,063	6,063	—
(2) 長期貸付金	112		
貸倒引当金 (※2)	△5		
	107	83	△24
資 産 計	9,063	8,972	△91

(※1) 「現金預金」、「受取手形・完成工事未収入金等」「工事未払金」は現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式	22
関 係 会 社 出 資 金	205

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2025年12月31日）

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	6,012	—	—	6,012
投資信託	—	51	—	51
資 産 計	6,012	51	—	6,063

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	2,827	—	2,827
長期貸付金	—	83	—	83
資 産 計	—	2,910	—	2,910

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格を用いて評価しております。

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

社債及び投資信託は取引金融機関より提示された価格を用いて評価しております。

社債及び投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

・長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間毎に分類し、与信管理上の信用リスク区分毎に、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）（単位：百万円）

	報 告 セ グ メ ン ト		合 計
	建 設 事 業	製 造 ・ 販 売 事 業 等	
官民別内訳			
官公庁	4,884	8	4,892
民間	3,507	438	3,945
顧客との契約から生じる収益	8,391	446	8,837
外部顧客への売上	8,391	446	8,837
収益認識の時期			
一時点で移転される財	2,203	446	2,649
一定期間にわたり移転される財	6,188	—	6,188
顧客との契約から生じる収益	8,391	446	8,837
外部顧客への売上高	8,391	446	8,837

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	842
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,354
契約資産（期首残高）	1,664
契約資産（期末残高）	1,740
契約負債（期首残高）	337
契約負債（期末残高）	253

契約資産は、工事の進捗に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

契約負債は、主に顧客からの未成工事受入金であり、工事の進捗に応じ収益を認識するにつれて取り崩しております。

当連結会計年度期首における契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識

しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。
また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の金額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末時点で9,885百万円であり、期末日後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	9,241円19銭
② 1株当たり当期純利益	111円87銭

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,387	流動負債	1,674
現金預金	8,407	工事未払金	1,162
受取手形	243	リース債務	2
完成工事未収入金	2,694	未払金	60
兼業事業未収入金	43	未払費用	134
有価証券	600	未払法人税等	35
未成工事支出金	245	未成工事受入金	234
材料貯蔵品	49	預り金	39
その他	107	完成工事補償引当金	7
貸倒引当金	△1	固定負債	2,064
固定資産	10,527	リース債務	3
有形固定資産	1,732	繰延税金負債	1,530
建築物	437	役員退職慰労引当金	515
構築物	29	その他	16
機械装置	66	負債合計	3,738
車輛運搬具	8	純資産の部	
工具器具・備品	21	株主資本	15,479
土地	1,170	資本金	1,000
無形固定資産	5	資本剰余金	2,121
ソフトウェア	0	資本準備金	2,121
その他	5	利益剰余金	17,403
投資その他の資産	8,790	利益準備金	250
投資有価証券	8,357	その他利益剰余金	17,153
関係会社株式	32	別途積立金	14,700
出資金	33	繰越利益剰余金	2,453
関係会社出資金	189	自己株式	△5,044
長期貸付金	112	評価・換算差額等	3,696
保険積立金	69	その他有価証券評価差額金	3,696
その他	219	純資産合計	19,175
貸倒引当金	△221	負債・純資産合計	22,914
資産合計	22,914		

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	7,958	
兼業事業売上高	446	8,404
売 上 原 価		
完成工事原価	7,012	
兼業事業売上原価	421	7,433
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	946	
兼業事業総利益	25	971
販売費及び一般管理費		896
営業利益		75
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	205	
不動産賃貸料	38	
雑収入	8	251
営 業 外 費 用		
不動産賃貸原価	19	
雑支出	5	23
経 常 利 益		303
特 別 利 益		
固定資産売却益	11	11
特 別 損 失		
その他	0	0
税引前当期純利益		314
法人税、住民税及び事業税	85	
法人税等調整額	9	93
当 期 純 利 益		221

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	1,000	2,121	2,121	250	14,700	2,340	17,290
当期変動額							
剰余金の配当						△108	△108
当期純利益						221	221
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	113	113
当期末残高	1,000	2,121	2,121	250	14,700	2,453	17,403

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△4,900	15,511	2,688	2,688	18,199
当期変動額					
剰余金の配当		△108			△108
当期純利益		221			221
自己株式の取得	△145	△145			△145
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,008	1,008	1,008
当期変動額合計	△145	△31	1,008	1,008	977
当期末残高	△5,044	15,479	3,696	3,696	19,175

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない
株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の一定期間における補償実績率に基づく将来の見積補償額及び特定工事における将来の見積補償額を計上しております。

- ③ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(建設事業)

当社の主要な事業である建設事業においては、顧客との工事請負契約に基づき、目的物の完成及び顧客に引渡す義務を負っております。

当該履行義務については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しており、少額な工事については、工事完了時に収益を認識しております。

(製造・販売事業等)

当社は、アスファルト製品等の製造販売、産業廃棄物の中間処理（リサイクル）及びその他建設資材の販売、並びに飲食事業（回転寿司店の運営）等を行っております。建設資材販売については、顧客に商品を出荷した時点、飲食事業については、顧客にサービスを提供した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

これによる計算書類への影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり認識される完成工事高

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 9,955百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 3. 重要な会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

関係会社株式 6百万円

上記の資産は、子会社の長期借入金の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,984百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 31百万円

長期金銭債権 5百万円

短期金銭債務 78百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高 118百万円

(2) 仕入高 463百万円

(3) 営業取引以外の取引高 13百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数(株)	当事業年度増 加株式数(株)	当事業年度減 少株式数(株)	当事業年度末 の株式数(株)
普通株式	1,651,239	50,373	—	1,701,612

(注) 増減の主な内訳は、次のとおりであります。

- ・取締役会決議による自己株式の取得による増加 50,200株
- ・単元未満株式の買取りによる増加 173株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	4百万円
貸倒引当金	68百万円
減損損失	182百万円
完成工事補償引当金	2百万円
役員退職慰労引当金	157百万円
その他	8百万円
繰延税金資産小計	422百万円
評価性引当額	△400百万円
繰延税金資産合計	22百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,552百万円
繰延税金負債合計	△1,552百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△1,530百万円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」が課税されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については従来の30.6%から31.5%に変更しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	岡野 勲	—	工事の請負	建築工事の請負	36	未成工事受入金	39

- (注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等
建築工事の請負については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で決定しております。
2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	9,109円23銭
② 1株当たり当期純利益	104円76銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

金下建設株式会社

取締役会 御中

監査法人 グラヴィタス

京都府京都市

指定社員 公認会計士 圓 岡 徳 樹
業務執行社員

指定社員 公認会計士 飯 田 一 紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、金下建設株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、金下建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

金下建設株式会社

取締役会 御中

監査法人 グラヴィタス

京都府京都市

指定社員

業務執行社員

公認会計士

圓 岡 徳 樹

指定社員

業務執行社員

公認会計士

飯 田 一 紀

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、金下建設株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月27日

金下建設株式会社 監査役会

常勤監査役 三 田 昭 彦 ㊟

社外監査役 上 原 正 夫 ㊟

社外監査役 西 田 文 明 ㊟

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、今後の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定した配当の継続を基本といたしております。

当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円 総額105,252,400円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月27日

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
すずき しんじ 鈴木真二 (1956年4月2日生)	2017年8月 税理士登録 鈴木真二税理士事務所設立 所長(現任) (重要な兼職の状況) 鈴木真二税理士事務所所長	—
<p>選任の理由</p> <p>鈴木真二氏を補欠の社外監査役候補者とする理由は、税理士としての専門知識及び経験等を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。</p>		

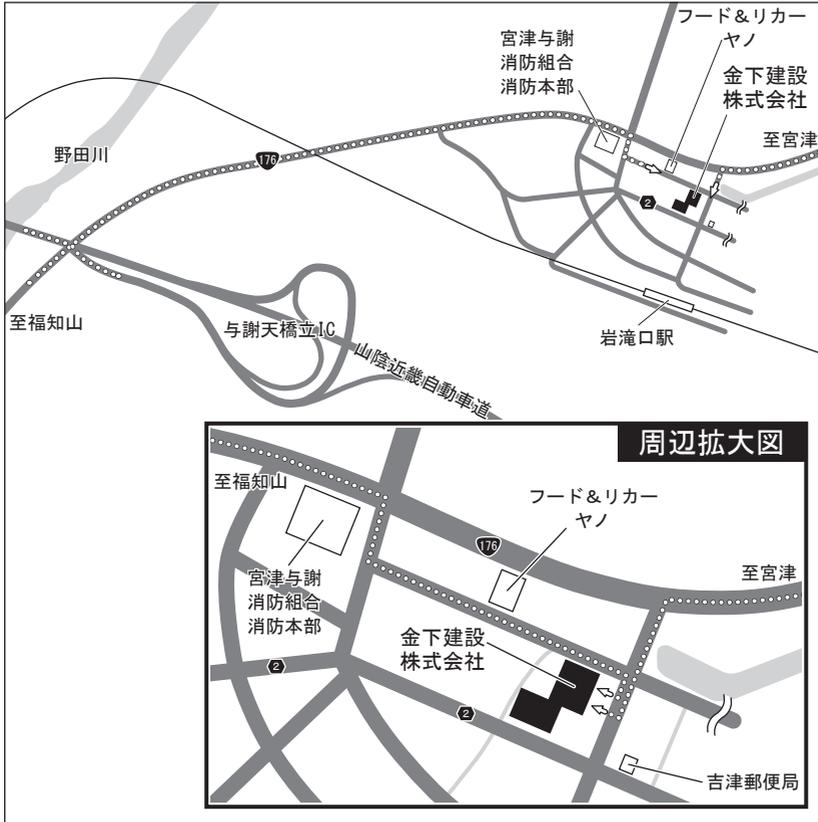
- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木真二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 鈴木真二氏が、監査役に就任する場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の業務行為に起因する被保険者への損害賠償請求により被保険者が被る損害を填補することとしております。
- 鈴木真二氏が、監査役に就任する場合、同氏は当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：京都府宮津市字須津471番地の1

当社 新棟 大会議室



交通 車でお越しの場合

山陰近畿自動車道 与謝天橋立ICから車で約7分
会場隣接駐車場がございます。

電車でお越しの場合

京都丹後鉄道「岩滝口駅」下車 徒歩約3分